

# むかわ町個別施設計画 概要版

## I 個別施設計画【公共施設】の概要

### 1. 個別施設計画策定の背景と目的

#### (1) 個別施設計画策定の背景

人口減少や少子高齢化の本格化に伴い、町の財政状況は大変厳しくなることが予測され、公共施設を放置しておく、施設の荒廃や事故につながる懸念が懸念されます。

#### (2) 個別施設計画策定の目的

本計画は公共施設等の総合的管理を推進することを目的として策定された『むかわ町公共施設等総合管理計画』に基づき施設ごとの取組方針等を示すことを目的としています。

#### ■主な検討項目

- 財政制約下での適正な資産更新（更新や統合・廃止等）
- 人口減少時代に伴う適正施設数の調整
- 「賢く使う」ための既存施設の長寿命化工事による耐用年数の延長

#### (3) 個別施設計画とその他の計画との位置づけ

本町にはまちづくりの最上位に位置付けられる「むかわ町まちづくり計画」をはじめとする各種計画があり、本計画は各種計画との調和を図る必要があります。

### 2. 個別施設計画策定の範囲と計画期間

#### (1) 本計画における個別施設計画作成の範囲

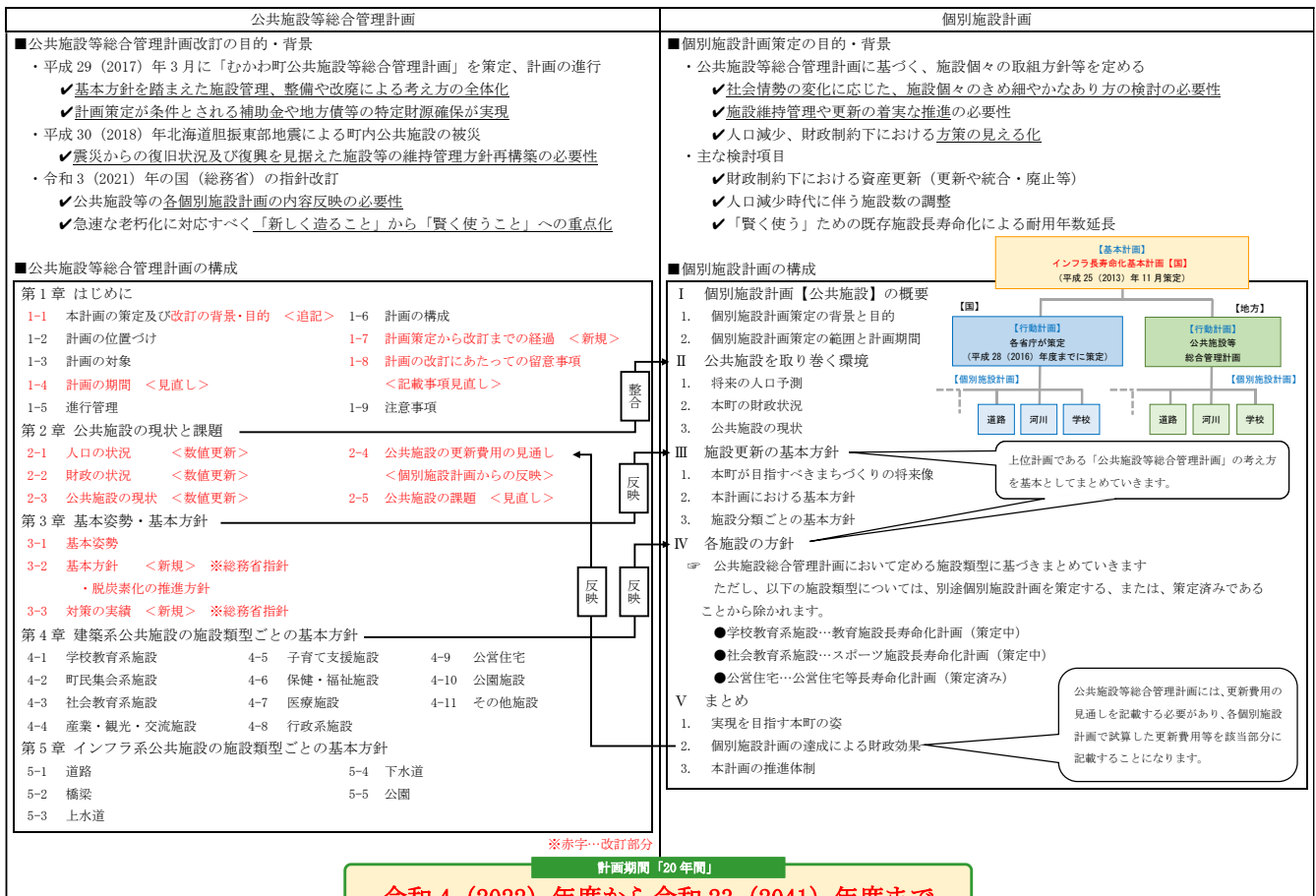
本町では本計画と別に施設分類ごとの個別施設計画を策定しています。本計画はこれらと区分して以下の施設分類に対して、策定します。

#### ■当該計画の該当範囲

| 施設分類名      | 主な施設            |
|------------|-----------------|
| 町民集会系施設    | ふれあい町民会館など      |
| 産業・観光・交流施設 | 四季の館、ホテル四季の風など  |
| 子育て支援施設    | さくら認定こども園 など    |
| 保健・福祉施設    | 高齢者生きがいセンター など  |
| 医療施設       | むかわ町鶴川厚生病院 など   |
| 行政系施設      | 本庁舎、穂別総合支所庁舎 など |
| 公園         | 各公園             |
| 水道施設       | 春日浄水場、稲里浄水場 など  |
| 下水道施設      | むかわ下水処理場 など     |
| その他        | 斎場、バス停、職員住宅 など  |

#### (2) 計画期間

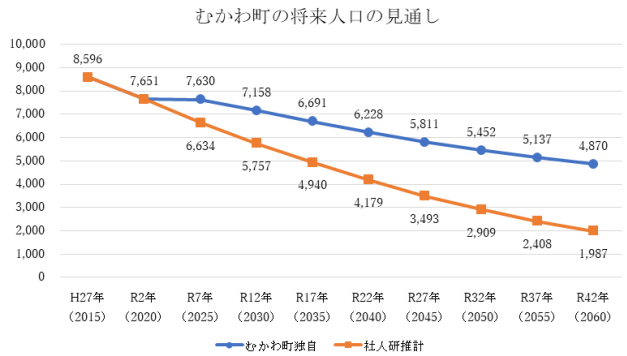
令和 4 (2022) 年度から令和 23 (2041) 年度までの 20 年間とします。また、計画期間内であっても適宜見直しを行います。



## II 公共施設を取り巻く環境

### 1. 将来の人口予測

社人研の推計によると、令和 42 (2060) 年の本町の人口は、1,987 人まで減少する見通しとなり、本町独自推計の見通しでは、令和 42 (2060) 年の人口は 4,870 人となり、社人研推計と比較して 2,883 人の施策効果が見込まれます。



### 2. 本町の財政状況

#### (1) 平成 23 (2011) 年度～令和 2 (2020) 年までの歳入歳出実績

令和 2 (2020) 年度の歳入、歳出が大きく増えました。要因の一つは、新型コロナウイルスへの対応や平成 30 (2018) 年 9 月に起きた「北海道胆振東部地震」のため、国庫支出金や投資的経費等が増えたためです。

#### (2) 地方交付税等の推移

合計の推移をみると、近年は地方税・その他の増加に伴って増加傾向にあります。(単位:百万円)

| 年度    | H23(2011) | H24(2012) | H25(2013) | H26(2014) | H27(2015) | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | R1(2019) | R2(2020) |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 地方税   | 900       | 888       | 902       | 923       | 906       | 928       | 972       | 969       | 1,030    | 1,073    |
| 地方交付税 | 5,057     | 5,275     | 5,143     | 4,981     | 4,952     | 4,723     | 4,411     | 5,220     | 4,797    | 4,731    |
| その他   | 299       | 271       | 271       | 268       | 352       | 323       | 339       | 337       | 341      | 385      |
| 合計    | 6,256     | 6,434     | 6,316     | 6,171     | 6,210     | 5,974     | 5,722     | 6,526     | 6,167    | 6,189    |

### (3) 地方債残高の推移

人口の減少もありますが、それを上回って地方債残高が減少しています。(単位:百万円)

| 年度          | H23(2011) | H24(2012) | H25(2013) | H26(2014) | H27(2015) | H28(2016) | H29(2017) | H30(2018) | R1(2019) | R2(2020) |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 人口(人)       | 9,476     | 9,361     | 9,212     | 8,997     | 8,727     | 8,564     | 8,378     | 8,126     | 7,870    | 7,735    |
| 地方債残高(百万円)  | 12,806    | 11,993    | 11,449    | 10,746    | 10,556    | 10,552    | 9,990     | 9,651     | 9,687    | 9,536    |
| 増減(百万円)     |           | ▲813      | ▲544      | ▲703      | ▲190      | ▲4        | ▲563      | ▲338      | 36       | ▲151     |
| 一人当たり残高(千円) | 1,351     | 1,281     | 1,243     | 1,194     | 1,210     | 1,232     | 1,192     | 1,188     | 1,231    | 1,233    |

### 3. 公共施設の現状

#### (1) 施設分類別棟数と総面積

現在、本町にある公共施設で、本計画の対象に設定した施設数は 234 棟ですが、年度別に建築棟数をみると平成 2 (1990) ～平成 11 (1999) 年度の建築施設が最も多く 67 棟、次いで昭和 55 (1980) ～昭和 64 (1989) 年度が 64 棟となっています。

| 施設分類名      | ～S44(1969)年度 | S45(1970)～S54(1979)年度 | S55(1980)～H1(1989) | H2(1990)～H11(1999) | H12(2000)～H21(2009) | H22(2010)～R3(2021) | 合計  | 総面積(m <sup>2</sup> ) |
|------------|--------------|-----------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|-----|----------------------|
| 町民集会所施設    | 5            | 8                     | 6                  | 2                  | 3                   | 2                  | 26  | 8,474.9              |
| 産業・観光・交流施設 | 0            | 0                     | 19                 | 23                 | 10                  | 3                  | 55  | 20,106.5             |
| 子育て支援施設    | 0            | 4                     | 0                  | 0                  | 2                   | 2                  | 8   | 2,950.9              |
| 保健・福祉施設    | 0            | 0                     | 4                  | 3                  | 2                   | 1                  | 10  | 4,594.1              |
| 医療施設       | 0            | 0                     | 2                  | 4                  | 5                   | 4                  | 15  | 7,736.5              |
| 行政系施設      | 3            | 5                     | 5                  | 9                  | 6                   | 3                  | 31  | 8,052.5              |
| 公園         | 2            | 0                     | 0                  | 4                  | 0                   | 3                  | 9   | 422.3                |
| 水道施設       | 3            | 5                     | 15                 | 0                  | 2                   | 0                  | 25  | 2,496.1              |
| 下水道施設      | 0            | 0                     | 0                  | 5                  | 1                   | 0                  | 6   | 3,147.0              |
| その他        | 5            | 11                    | 13                 | 17                 | 2                   | 1                  | 49  | 10,139.5             |
| 合計         | 18           | 33                    | 64                 | 67                 | 33                  | 19                 | 234 | 68,120.3             |

#### (2) 施設別の利用者数と 1 人当たりのコスト

利用人数が把握できる施設について、平成 30 (2018) 年度から令和 2 (2020) 年度における 3 年間の平均年間利用人数と、維持管理コストが判明している施設の利用者 1 人当たりのコストを分析しました。詳細は本編にてご確認ください。

## III 施設更新の基本方針

### 1. 本町が目指すべきまちづくりの将来像

本町が「第 2 次むかわ町まちづくり計画」で掲げるまちの将来像は「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」です。本町が掲げる将来像の実現を目指してまちづくりの基本方針を定めており、本計画も連動して実現を図るものとします。

#### ■まちづくりの基本方針

- 【子育て・医療・福祉】  
健康でいきいきとした暮らしを創る
- 【安全・環境・暮らし】  
安心・快適な生活環境を創る

#### 【産業・観光・交流】

むかわファンを増やし、賑わいと活力を創る

#### 【学び・文化・スポーツ】

楽しく学び、まちを支える人を創る

#### 【コミュニティ・行政経営】

みんなで支え合い、明るい未来を創る

### 2. 本計画における基本方針

むかわ町公共施設等総合管理計画では、公共施設に関する基本方針を定めており、まちの将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っています。

## ■ 公共施設等の管理に関する基本方針

- ・施設保有量の最適化：公共施設の総量を削減し、保有量の最適化を図る
- ・適切な維持管理の推進：定期点検・診断を実施、施設の長寿命化
- ・民間等との連携・協働：指定管理者制度等の活用、組織間の情報交換
- ・ユニバーサルデザイン化の推進：長寿命化や更新等の際にユニバーサルデザイン化を図る
- ・脱炭素化の推進：省エネ・再エネ・蓄エネ設備の導入促進など脱炭素化に向けた取組を推進

### 3. 施設分類ごとの基本方針

#### (1) 町民集会所施設

施設の利用状況や収支状況のほか、地域バランスや防災面も考慮する必要があります。既存の施設用途の枠組みに縛られない対策を検討し、利用者との議論のもと施設の集約化を図ります。

#### (2) 産業・観光・交流施設

産業・観光・交流施設については、交流人口の拡大と産業活性化にむけて現有施設を最大限に有効活用していきます。施設管理において、民間との連携をいっそう進め、最適な施設管理を図ります。

#### (3) 子育て支援施設

現状の教育・保育施設等の設置・利用状況、将来にわたる児童数及び教育・保育ニーズの変化等を勘案し、「むかわ町子ども・子育て支援事業計画」の推進に向けた施設配置を図ります。

#### (4) 保健・福祉施設

高齢化が進展するなか、保健福祉機能の充実ニーズは高いと考えられることから、現行施設の用途転用など様々な手段により、現行施設を最大限活用します。

#### (5) 医療施設

「鶴川厚生病院」と「穂別診療所」は町内における医療の基幹施設であることから病診連携を深め、日常点検や不具合報告に対応した早期補修など適切な維持管理に努め、建物の長寿命化を図ります。

#### (6) 行政系施設

平時だけでなく災害時の防災拠点としても重要な施設であることから、安全性の確保を図ります。効率的なスペースの活用を図りながら、今後の組織形態に応じた施設の有効活用を検討します。

#### (7) 公園

適切な更新・改修・補修を図り機能を確保するとともに、安全な施設を保ちます。一時避難所として指定されており、維持管理においては地域住民との連携・協力を今後とも進めていきます。

#### (8) 水道施設

施設配置の最適化を図るとともに水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を行います。耐震性や老朽度など水道施設の現状を調査・把握し、水道施設の計画的な更新に努めます。

#### (9) 下水道施設

下水道施設の定期点検とメンテナンスを着実に実施し、施設の長寿命化を図ります。最適な下水道サービスのあり方を検討し、計画的な更新に努めます。

#### (10) その他の施設

遊休化しているものは、売却や譲渡、施設の用途転用など有効活用の可能性について検討し、それらの可能性がない施設は、倒壊危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などを考慮して計画的に除却を進めます。

## IV 各施設の方針

概要版では、大分類ごとの計画進行管理のポイントを記載いたします。各個別の施設の方針等につきましては本編にてご確認ください。

### ■ 計画進行管理のポイント

#### ● 町民集会所施設

- ・人口減少の背景、施設配置地区や需要実態のバランスを鑑みた集約の実現性の検証
- ・避難所機能、利用頻度、維持管理費用、建替費用等を踏まえた整備計画と施設配置
- ・譲渡前提とした場合においても、必要最小限のケア（維持）の必要性を考慮

#### ● 産業・観光・交流施設

- ・主要観光施設の資産更新及び長寿命化工事による耐用年数の延長
- ・用途変更、民間譲渡等により、財政制約下における総量適正化
- ・物館周辺エリア再整備基本計画に基づく施設管理

#### ● 子育て支援施設

- ・主要施設の長寿命化と、児童数減少に応じた削減
- ・さくら認定こども園の民間譲渡による総量適正化と地域保育所の将来的な利活用検証

#### ● 保健・福祉施設

- ・既存施設の長寿命化と、遊休施設除却による総量削減

## ●医療施設

- ・施設機能重要度の高い鶴川厚生病院及び穂別診療所の計画的整備による維持
- ・医師・看護師住宅の需要を見極めた上で、施設除却による総量削減

## ●行政系施設

- ・基幹行政施設である本庁舎及び穂別総合支所の計画的整備
- ・人口減少に伴う職員数変容に応じ、住宅必要量の維持、不要量の見極めによる総量適正化

## ●公園

- ・更新・改修・補修により機能性・安全性を確保し、また、むかわ町公園施設長寿命化計画の見直しに応じた計画的対応

## ●水道施設

- ・経営戦略等、管理計画に基づく総量管理

## ●下水道施設

- ・経営戦略等、管理計画に基づく総量管理

## ●その他の道施設

- ・遊休施設の譲渡、除却の着実な推進
- ・普通財産化されている廃校利活用検討の全体化
- ・策定予定の地域公共交通計画に応じたバス停管理

# V まとめ

## 1. 実現を目指す本町の姿

本計画の実施により、「第2次むかわ町まちづくり計画」に掲げる将来像「人とつながる、笑顔でつながる、未来につながるまち むかわ」を目指します。

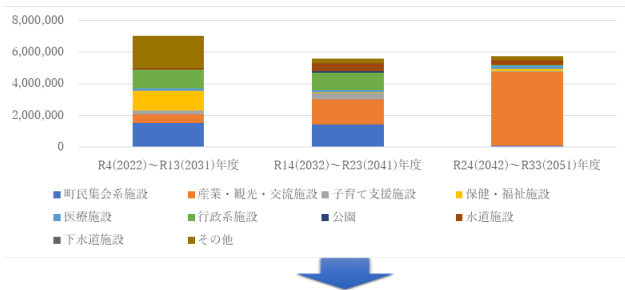
## 2. 個別施設計画の達成による財政効果

本計画の方針を実施した場合、財政効果は以下のとおりとなります。人口減少が見込まれている中、更なる施設の統廃合等を検討する必要があります。

また、町の人口変動や財政状況などを考慮し、減築なども視野に入れて削減に努めていきます。

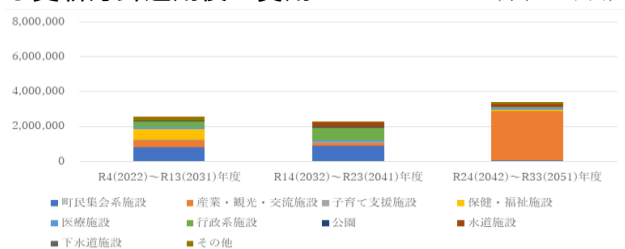
### ●単純更新の費用

(単位：千円)



### ●更新方針適用後の費用

(単位：千円)



### ●更新方針適用後の延床面積の変動

|            | 現状 (A)<br>(㎡) | すべて単純更新した場合<br>(㎡) | すべて長寿命化した場合<br>(㎡) | 更新方針適用後 (B)<br>(㎡) | 削減額<br>(B - A)<br>(㎡) |
|------------|---------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|
| 町民集会系施設    | 8,474.9       | 8,474.9            | 8,474.9            | 7,898.2            | ▲576.7                |
| 産業・観光・交流施設 | 20,106.5      | 20,106.5           | 20,106.5           | 15,318.9           | ▲4,787.6              |
| 子育て支援施設    | 2,950.9       | 2,950.9            | 2,950.9            | 1,262.5            | ▲1,688.4              |
| 保健・福祉施設    | 4,594.1       | 4,594.1            | 4,594.1            | 4,323.4            | ▲270.7                |
| 医療施設       | 7,736.5       | 7,736.5            | 7,736.5            | 7,506.9            | ▲229.6                |
| 行政系施設      | 8,052.5       | 8,052.5            | 8,052.5            | 6,344.5            | ▲1,708.0              |
| 公園         | 422.3         | 422.3              | 422.3              | 422.3              | 0.0                   |
| 水道施設       | 2,496.1       | 2,496.1            | 2,496.1            | 2,301.1            | ▲195.0                |
| 下水道施設      | 3,147.0       | 3,147.0            | 3,147.0            | 3,147.0            | 0.0                   |
| その他        | 10,139.5      | 10,139.5           | 10,139.5           | 4,111.0            | ▲6,028.5              |
| 合計         | 68,120.3      | 68,120.3           | 68,120.3           | 52,635.8           | ▲15,484.5             |

## 3. 本計画の推進体制

### (1) 推進体制

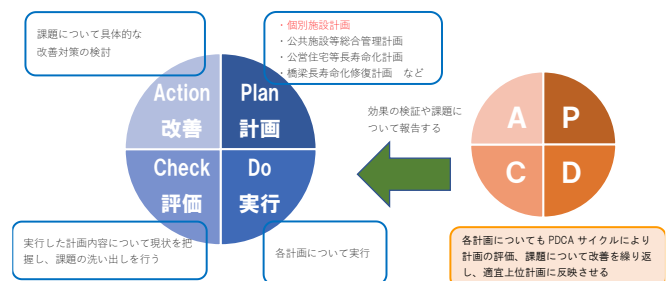
全ての公共建築物を一元的に情報管理し、組織横断的な調整に当たる組織及び意志決定機関を設置し、機動的に取り組みます。

### (2) 町民等との協働

町民からの意見・要望を取り入れながら、公共施設マネジメントを推進します。

### (3) フォローアップ

必要な時期に必要な行動の事業化を促す仕組みを構築するため、PDCAのマネジメントサイクルに沿った進捗管理を行います。



### ●フォローアップ (PDCAの考え方)

